

# 議 案 第 1 号

## 令和 4 年度世田谷区一般会計予算

令和 4 年度世田谷区一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 333,633,706 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表特別区債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

令和 4 年 2 月 21 日提出

世田谷区長 保 坂 展 人

(単位：千円)

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
01 特 別 区 税		127,287,301
	01 特 別 区 民 税	122,724,000
	02 軽 自 動 車 税	351,126
	06 特 別 区 た ば こ 税	4,206,000
	07 入 湯 税	6,175
02 地 方 譲 与 税		1,318,000
	02 自 動 車 重 量 譲 与 税	917,000
	04 地 方 揮 発 油 譲 与 税	307,000
	05 森 林 環 境 譲 与 税	94,000
03 利 子 割 交 付 金		292,000
	01 利 子 割 交 付 金	292,000
04 配 当 割 交 付 金		2,209,000
	01 配 当 割 交 付 金	2,209,000
05 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,515,000
	01 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,515,000
06 地 方 消 費 税 交 付 金		19,293,000
	01 地 方 消 費 税 交 付 金	19,293,000
08 地 方 特 例 交 付 金		532,000
	01 地 方 特 例 交 付 金	532,000
09 特 別 区 交 付 金		60,393,000
	01 特 別 区 財 政 調 整 交 付 金	60,393,000

(単位：千円)

款	項	金額
10 交通安全対策特別交付金		82,000
	01 交通安全対策特別交付金	82,000
11 分担金及負担金		2,877,814
	01 負担金	2,877,814
12 使用料及手数料		6,534,669
	01 使用料	5,143,532
	02 手数料	1,391,137
13 国庫支出金		55,416,836
	01 国庫負担金	46,293,678
	02 国庫補助金	9,111,948
	03 国庫委託金	11,210
14 都支出金		30,594,069
	01 都負担金	14,090,200
	02 都補助金	13,743,820
	03 都委託金	2,760,049
15 財産収入		1,991,646
	01 財産運用収入	575,480
	02 財産売却収入	1,416,166
16 寄附金		126,100
	01 寄附金	126,100
17 繰入金		7,242,295
	01 基金繰入金	7,035,233
	02 特別会計繰入金	207,062

(単位：千円)

款	項	金額
18 繰越金		1
	01 繰越金	1
19 諸収入		11,328,975
	01 延滞金加算金及過料	246,019
	02 特別区預金利子	144
	03 貸付金元利収入	3,760,736
	04 受託事業収入	1,638,503
	05 収益事業収入	500,000
	06 雑入	5,183,573
20 特別区債		3,270,000
	01 特別区債	3,270,000
21 環境性能割交付金		330,000
	01 環境性能割交付金	330,000
歳入合計		333,633,706

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
01 議 会 費		720,022
	01 議 会 費	720,022
02 総 務 費		29,855,328
	01 総 務 管 理 費	16,654,188
	02 徴 税 費	1,063,153
	03 区 民 費	11,205,273
	04 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	548,081
	05 統 計 調 査 費	11,897
	07 選 挙 費	362,769
	08 監 査 委 員 費	9,967
03 民 生 費		151,796,163
	01 社 会 福 祉 費	62,953,909
	02 児 童 福 祉 費	67,170,557
	03 生 活 保 護 費	21,671,697
04 環 境 費		11,434,220
	02 環 境 費	664,400
	03 清 掃 費	10,769,820
05 衛 生 費		12,329,097
	01 衛 生 管 理 費	2,929,108
	02 保 健 所 費	262,398
	03 公 衆 衛 生 費	9,045,639

(単位：千円)

款	項	金額
	04 環境衛生費	91,952
06 産業経済費		2,370,964
	01 商工費	2,220,504
	02 農業費	150,460
07 土木費		30,382,445
	01 土木管理費	179,095
	02 道路橋梁費	13,233,929
	03 河川費	349,880
	04 公園費	6,686,707
	05 建築費	2,050,079
	06 都市計画費	7,882,755
08 教育費		25,430,771
	01 教育総務費	6,264,122
	02 小学校費	10,785,217
	03 中学校費	5,462,075
	04 校外施設費	194,668
	05 幼稚園費	150,403
	06 社会教育費	2,574,286
09 職員費		57,474,023
	01 職員費	57,474,023
10 公債費		11,473,409
	01 公債費	11,473,409
11 諸支出金		67,264
	01 財政積立金	67,264

(単位：千円)

款	項	金額
12 予備費		300,000
	01 予備費	300,000
歳出合計		333,633,706

(単位：千円)

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎等太陽光発電設備整備事業	令和5年度	13,200
固定系防災無線整備事業	令和5年度	49,295
260MHz無線整備事業	令和5年度	19,217
代田南地区会館擁壁補強工事	令和5年度	18,000
旧老人休養ホームふじみ荘解体工事	令和5年度	246,000
大蔵運動場温水プール受変電設備改修事業	令和5年度	9,680
狭あい道路拡幅整備事業	令和4年度～令和5年度	91,587
公共下水道枝線建設事業	令和4年度～令和5年度	150,000
路面改良事業	令和4年度～令和5年度	500,000
雨水貯留浸透施設整備事業	令和4年度～令和5年度	220,000
歩道整備事業	令和4年度～令和5年度	300,000
補助第216号線鋼管杭設置工事	令和5年度～令和6年度	900,000
二子玉川公園用地買収事業に伴う移転補償	令和4年度～令和6年度	100,000
道路用地買収事業に伴う移転補償	令和4年度～令和6年度	400,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
池之上小学校改築事業	令和5年度	2,669,540
八幡中学校改築事業	令和5年度	557,690
瀬田小学校解体工事	令和5年度	181,400
一般財団法人脳神経疾患研究所に対する老人保健施設建設費助成	令和5年度～令和31年度	96,444
社会福祉法人常盤会に対する特別養護老人ホーム建設費助成	令和5年度～令和31年度	96,444
中小企業振興事業資金等融資あっ旋に伴う金融機関に対する利子補給	令和5年度～令和14年度	世田谷区中小企業振興事業資金融資あっせん要綱等に基づき、協力金融機関が貸付けをした元金残高に対し、同要綱に基づく利子補給利率を乗じた利子に相当する額
小規模企業者景気対策緊急資金融資あっ旋に伴う金融機関に対する損失補償	令和4年度～令和9年度	世田谷区が区内小規模企業者に協力金融機関より融資をあっ旋する貸出元金及び利子相当額
がん先進医療費融資制度に対する利子補給	令和5年度～令和13年度	協力金融機関から借り受けたがんの先進医療に係る医療費について、支払った利子に相当する額
世田谷区土地開発公社からの用地取得費	令和4年度～令和9年度	世田谷区が世田谷区土地開発公社から取得する用地費
世田谷区土地開発公社に対する債務保証(用地先行取得)	令和4年度～令和9年度	世田谷区土地開発公社が協調融資団から借入れる事業資金300億円及び利子相当額
中学校普通教室等エアコン賃借	令和4年度～令和18年度	366,640
深沢まちづくりセンター改修に係る実施設計	令和5年度	4,900
三宿地区会館改修に係る実施設計	令和5年度	2,800
上祖師谷地区会館改修に係る実施設計	令和5年度	10,770
若林児童館改修に係る実施設計	令和5年度	7,700



第3表 特別区債

起債目的	起債限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等整備事業	1,330,000	<p>地方債証券発行または証書借入の方法で政府その他により起債する。</p> <p>証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。</p> <p>なお、当該年度において未発行のものがある場合には、翌年度において繰越発行できる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>起債のときより据置期間を含めて30年以内に元利均等、元金均等、満期一括その他の方法により償還する。</p> <p>ただし、財政の都合その他によっては繰上償還することができる。</p>
公園用地買収事業	750,000			
連続立体化事業	390,000			
教育施設整備事業	800,000			
合計	3,270,000			